

令和 7 年 4 月
国土交通省
都市局、水管理・国土保全局、住宅局
内 閣 府
政策統括官（防災担当）

「都市計画法施行令等の一部を改正する政令案」について

1. 背景

令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が成立したところです。

改正法において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく事業として、乳児及び満 3 歳未満の幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助を行う事業である「乳児等通園支援事業」が創設されたところ、当該事業を実施する施設を利用する乳幼児の安全や子育てしやすい居住環境を確保するため、関係政令の規定について所要の改正を行う必要があります。

2. 改正の概要

（1）都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の一部改正

国、都道府県又は市町村等の事業の用に供する建築物のうち開発許可を受けることが必要とされるものに、乳児等通園支援事業の用に供する施設である建築物を追加します。

なお、今般の改正により今後新たに規制が適用されることとなる建築物に関して、今般の改正政令の施行の際現に新築又は改築の工事中のものについては、改正前と同様に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 43 条の建築制限が適用されないものとする経過措置を設けることとします。

（2）活動火山対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 274 号）の一部改正

市町村地域防災計画において、その名称及び所在地の記載が求められる施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加します。

（3）特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 355 号）の一部改正

航空機騒音障害防止地区内で建築するに当たって防音上有効な構造としなければならず、航空機騒音障害防止特別地区内においては建築が禁止される建築物に、乳児等通園

支援事業を行う施設を追加します。

なお、今般の改正により今後新たに規制が適用されることとなる建築物に関して、今般の改正政令の施行の際既に着手していた建築に係るものについては、改正前と同様に規制が適用されないものとする経過措置を設けることとします。

(4) 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）の一部改正

浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に都道府県知事等の許可を要する制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加します。

(5) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成17年政令第257号）の一部改正

公営住宅建替事業の要件緩和の対象となる公共公益施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加します。

(6) 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成23年政令第426号）の一部改正

主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものに、乳児等通園支援事業を行う施設を追加します。

また、津波災害特別警戒区域内において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に都道府県知事等の許可を要する制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加します。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年5月下旬（P）

施 行：令和7年7月上旬（P）